

第六次猪名川町総合計画（後期基本計画）策定業務に係るプロポーザル方式評価基準

参加者は「価格」、「企業の技術力、信頼性、社会性」及び「契約内容の性能」をもって入札に参加し、プロポーザル方式の方法によって得られた数値（以下「評価点」という）により契約決定とする。

1 プロポーザル方式の方法

- (1) 契約者を決定する評価点は、価格点と加算点の合計をもって行う。

$$\left[\text{評価点 (100点)} = \text{価格点 (30点)} + \text{加算点 (1次20点、2次50点)} \right]$$

- (2) 「価格点」の算出方法について

価格点の算出方法は、以下の算式により算定し、その値を価格点とする。

(以下の算式において見積価格及び予定価格ともに税抜き)

$$\left[\begin{array}{l} \text{価格点} = 100 - 100 \times \text{見積価格} / \text{予定価格} \\ \text{なお、小数第3位（4位四捨五入）とし、30点以上の場合は30点とする。} \end{array} \right]$$

- (3) 「加算点」の算出方法について

採点については、1次審査点40点、2次審査点100点満点とし、各委員の評価の平均値をもって評価点とする。加算点の算出は、1次審査点を20点満点、2次審査点を50点満点へ割り戻し、それぞれの審査員の2次審査点数の合計を審査員の人数で割り戻したものを最終的な各審査項目の得点とする。（小数点以下有効）

- (4) 各参加者の各審査項目の点数については、選考委員会において決定する。

- (5) 契約者の決定方法

評価点の最も高い者を契約者とし、2者以上いる場合の契約者は、加算点が高い者とする。なお、加算点が同じ場合は、価格が低い者とし、価格が同じ場合は、くじ引きとする。